

## 平成30年度 第3回千葉県環境影響評価委員会 会議録

### 1 日 時

平成30年6月15日（金） 14時00分から17時00分まで

### 2 場 所

千葉市市民会館3階 特別会議室2

### 3 出席者

委 員：齋藤(利)委員長、村上副委員長、石川委員、齋藤(尚)委員、  
近藤委員、工藤委員、酒井委員、菊地委員、岡山委員（9名）

事務局：環境生活部 生駒次長、工藤環境研究センター長  
環境政策課 熱田副課長、三田班長、茶谷主査、高橋主査、  
出口副主査、加藤副主査

傍聴人：19名

### 4 議題

- (1) 成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書について（審議）
- (2) (仮称) 蘇我火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について  
(答申案審議)

### 5 結果概要

- (1) 成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書について  
(審議)  
事務局より資料1について、事業者より資料2について、それぞれ説明され、審議が行われた。
- (2) (仮称) 蘇我火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について  
(審議)  
事務局より資料3～6について説明され、審議が行われた。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

資料1:成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価手続の状況等について

資料2:成田空港の更なる機能強化 環境影響評価準備書

前回委員会に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解(事業者説明資料)

資料3:(仮称)蘇我火力発電所建設計画に係る環境影響評価手続の状況等について

資料4:(仮称)蘇我火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書

千葉県環境影響評価委員会 質疑・意見に対する事業者の見解

資料5:(仮称)蘇我火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書

(平成30年2月16日諮問)論点整理

資料6:(仮称)蘇我火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見

(答申案)

参考資料:(仮称)蘇我火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書への

関係市長からの意見と事務局対応案

**【別紙：審議等の詳細】**

(1) 成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書について（審議）

○事務局より資料1について説明。

**【審議】**

意見等、特になし。

○事業者より資料2について説明。

**【審議】**

(委員)

今回の工事は、非常に大きな谷を埋めることから、水文環境への影響を懸念している。予測に当たり、解析モデルを使う際には、境界条件を正しく入れないといけない。埋戻し土の透水係数が  $1 \times 10^{-5} \text{m/sec}$  とあるが、これは非常に大きい。砂の透水係数であって、関東ローム層と同等のものでは無いと思う。これでは、地下水位に対する影響が小さく出てしまう。パラメータの確認をお願いしたい。

盛土に当たっては、関東ロームと砂を混ぜるということで、計算と違った地下水の流れが出てくると想像される。

工事について、添付資料にもあるとおり、半分盛土で大部分が切土であるが、地図を見ると、上流側は全体盛土と思われるところがある。説明とはだいぶ状況は違ってくると思う。

(事業者)

境界条件等については、確認させていただく。

(委員)

資料2のNo.5に係る添付資料1について、環境保全措置と予測への反映の有無について、○と×の意味は。根拠は何か。

工事中の廃棄物に関して、準備書の章番号 10.13.1 で再資源化等率の高い中間処理施設への処理委託などについて×となっているが、準備書では再資源化率は99.7%と高い値となっている。これは、しっかりやる予定なので、影響は無いという意味なのか。

供用時についても、準備書の章番号 10.13.2 で、○と×で分かれているが、なぜ○と×があるのか。

(事業者)

工事中の予測については、現状、N A Aで行っている自家処理を見込んでいます。アスファルト・コンクリートの再資源化率は、現状でかなり進んでいることから、このことについても見込んで予測を行っている。

供用時の各項目で見込む見込まないものとしては、一般廃棄物の適正処理として、必ずやらなければならないものは、予測に見込んでいます。リサイクル推進については、50万回時の想定で、うまくパラメータとして設定できず見込んでいない。

(委員)

見込んでいるから×なのか、○なのか、もう少し詳しく説明していただきたい。

(委員)

予測結果において、○は反映されている、×は反映されていない、×は環境保全措置として、今後やっていくというイメージかと思う。

予測に反映できるものと、反映できないものがあるのかと思う。○と×を付けた際の基本的な考え方を説明していただくと良いと思う。予測に必要なパラメータなどよくわからないものや、定量的な評価が難しいところが、×となっているという理解で良いか。

(事業者)

基本的な考え方としては、そのとおりである。

準備書 p.10.13.1-6 で、工事中の建設副産物の発生量等の考え方を整理している。既存工作物の解体撤去については、千葉県の実績から再資源化率を設定し、処分量を算出している。既存舗装の撤去についても同様の考え方である。建設発生木材については、植物調査を行っており、植生ごとの面積から発生量を求め、千葉県の実績から再資源化率を設定し、処分量を算出している。

準備書 p.10.13.1-13 で、建設副産物の再資源化率等については、千葉県の実

績であることを記載している。基本的には実績ベースであり、大きく変わることは無いものと考えている。

準備書 p. 10. 13. 2-6 以降で、供用時の発生量について考え方を整理している。全体の処理量が増えることに対しては、現在処理しているナリコークリーンセンターについて、処理量の増加に応じて処理能力を増やして対応するという考えである。リサイクル率については、現状の実績のとおりである。

(委員)

例えば、準備書の章番号 10. 13. 2 の刈草や伐採木等の有効活用の推進については計画されているので、予測に対して反映されているものと思う。なぜ×なのかという疑問がある。

(事業者)

再度、精査させていただく。

(委員)

資料 2 に係る添付資料 2 について確認したい。予測値が工事時に高濃度となる T-8、T-12 については、測定局を設置し、常時監視を行い、マニュアルどおりに作業調整・作業中断を行うとの理解でよいか。

(事業者)

そのとおりである。T-8、T-12 について、工事期間中は、測定局を常設する考えである。

(委員)

資料 2 に係る添付資料 2 の T-8、T-12 について、それぞれの地点では、気象状況は違うと思うが、濃度が基準を超過した要因は何が考えられるのか。

(事業者)

測定値を見ると、バックグラウンドの数値は上がっていない。機械の稼働によるものと考えている。添付資料 2 の 3 枚目に、濃度のコンター図を付けているが、工事区域であるオレンジの箇所に建設機械が全面展開している状況であ

り、これが発生源となっていると考えている。

(委員)

例えば、T-7は濃度が超過せず、T-8、T-12が超過しているという状況はなぜなのか。風向きだけなのか、工事機械の密度が違うからなのか。

(事業者)

T-7付近は谷津となっており、将来的には防災調節池となるところで、あまり機械が入るところではない。滑走路になるところで、機械が入ってくるので、それが要因と考えている。

(委員)

工事区域外となる箇所、住宅など影響を受ける場所は無いとの理解でよいか。

(事業者)

住宅などはあるが、そこでは基準値を超えていない。

(委員)

予測値は、その時の風向などの計算条件で変わってくるものと思う。T-8、T-12については、常時監視して、マニュアルのとおり工事中断等を行うとのことである。それ以外の地点である赤丸の予測地点では、工事期間中は観測しないとの理解でよいか。予測計算上超えないから、観測しないとの理解でよいか。

(事業者)

予測条件として、機械の設置状況や、風向については全方向の場合で、計算している。その際、影響があるとの結果になったのが、T-8、T-12の2箇所であった。観測については、この2箇所と考えている。

青い地点は、NAA常時測定局である。C滑走路ができた際には、こちら側にも増設をする。検討中ではあるが、工事中にも測定局が設置することができれば、供用時と連続して観測することができると考えている。

(委員)

測定局については、少し早目に設置していただき、モニタリングしてもらえれば良いと思う。

(委員)

資料2のNo.17 廃棄物のリサイクルについて、工事中は滑走路の建設に伴う廃棄物であり、供用後は空港全体の廃棄物とのことであった。また、全体の計画の中では、空港ビル等の新施設の廃棄物は勘案していないとのことであった。

準備書 p.10.13.2-9 施設の供用に伴う産業廃棄物の種類と発生量について、準備書 p.10.13.2-2 産業廃棄物の発生量とほぼ同等になっているが、これは違っていると思う。

(委員)

データについて、ご確認いただきたい。

(委員)

代償措置について、場所を確保して生物が生息するまでのタイムラグがあるので、時間的な効果も考慮して、事業を実施していただきたい。

(委員)

資料2に係る添付資料4の2枚目のグラフの見方について、説明をお願いしたい。

(事業者)

環境保全措置の検討に当たり、保全のポテンシャルがどれくらいあるかを示したものである。湿地環境について、現況とは調査範囲内にある水田の面積と放棄水田の面積を足し合わせて、それを100とした。将来は、全体的に6割ぐらいになってしまうが、放棄水田を再生することで、現況に近づくことが出来る可能性があると考えている。

同様の観点で、水路についても、3面、2面水路を改善していけば、現況に近づけることができると考えている。

落葉広葉樹林についても、現況で林床は荒れているので、林相転換するなど

で、質が上がると考えている。

(委員)

縦軸は面積になると思うが、現況に対して、将来が5割から6割程度の面積となる。これでよいのかどうか。

(委員)

ご確認いただきたい。

(委員)

湿地環境の将来について、冬季湛水は、N A Aが継続的な維持管理を行うとの理解でよいのか。また、林床管理についても、N A Aが継続的に管理するのか。ご検討いただきたい。

(事業者)

将来については、全てN A Aの土地では無く、調査範囲内にあるポテンシャルがある土地を示している。この中から、候補地を選定して環境保全措置を行っていく。

面積については、量だけで評価するのではなく質を上げていくことを考えている。量と質を掛け合わせて、定量評価を行い、環境保全措置としてどこまで出来るかということを考えている。

(委員)

実際に措置する面積はどれくらいあるのか、次回お示しいただきたい。

(事業者)

面積が無いと評価はできないが、資料2のNo.11にも示したとおり、将来的に想定している土地はあるが、未確定であり、そこを評価することはできないので、今あるN A Aの土地の中で評価しているところである。

(委員)

これだけの大きな事業であることから、環境保全については、出来ることは



なるべくやるということもあるだろうが、予算の問題もあるので、もう少し広域的な目で見ると、生物多様性についての代償措置をやるという考え方もあると思う。NAAと県で相談されれば良いと思う。準備書においては、貴重種の記載もあるが、里山の環境が、千葉県でここが唯一というわけではない。

(委員)

事業者においては、代償措置について真摯に対応していただいていると思う。広い視野で見た時には、そこだけにこだわることも無いとのご意見かと思う。

(委員)

予算を充てれば、改善できることもたくさんあるかと思う。ここで、この場で、多くの予算を投じることについてはどうか、検討いただければと思う。

(委員)

広域的な視野で、予算を上手く使い、全体をもう少し考える必要があるのでは、とのご意見かと思う。

(委員)

評価において、騒音や大気汚染で、基準を超過しているところがある。環境保全措置については、予測反映の有無について示していただき、×のところは、これから環境保全措置を実施することで、今よりは良くなると思う。しかし、現状において、基準を超えているものについては、このまま進めていくということで、住民の不安、また不信感を生じると思う。この点を改善する考え方についても、準備書の議論の間に、もう少し具体的にご提案いただけるとありがたい。

今後の説明に当たっては、環境保全措置を予測に反映しているかどうか、○×を明確にして、ご回答いただきたい。例えば、資料2のNo.6追加回答について、排出ガス対策型建設機械の使用とあるが、これは環境保全措置として予測評価に入れているものである。それ以外の、予測に入れていない別の措置も考えているという説明をお願いしたい。

(2) (仮称) 蘇我火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について  
(答申案審議)

○事務局より資料3について説明。

【審議】

意見等、特になし。

○事務局より資料4について説明。

【審議】

(委員)

No. 34の質問は、表層排水と深層排水ではどちらが環境影響が小さいのかを聞いているが、当初の質問の意図は、今回の事業で採用されている表層排水の環境影響は大きいのではないか、ということであった。

他の事業で温排水に対する懸念を述べた際に、深層排水だから影響は小さいとの答えがあった。表層排水であれば環境への影響が確実に出ると思われるが、それで大丈夫なのかという質問である。

いずれにせよ東京湾の水温は最大で年間0.05℃、10年で0.5℃上がっている。最近リモートセンシングが発達してきて、東京湾の水温がわかるようになっている。今後の環境影響を考える時には温排水については慎重な検討をしていただきたい。

(委員)

不確実な部分もあるが、近年リモートセンシングにより海水温の上昇が現実のものとして見えてきている。今後はそのような部分も考慮しながらアセス委員会として対応を考えていきたい。

(委員)

事業実施区域の傍までガスパイプラインが伸びているのに、なぜガスを使う検討をしなかったのかという質問に回答していない。神奈川の環境影響評価委員会では、事業者にも何度も説明を求め、最終的に事業者から真摯な回答を得ている。本委員会は住民とのコミュニケーションの窓口でもあるので、事業者にも住民が求める説明を行うよう指示することは重要ではないか。

(委員)

住民とのコミュニケーションは非常に重要なことなので、改めて事業者の説明を求めることとしたい。

(委員)

No. 28の回答について、調査結果は発電所の運用に関わるノウハウが含まれることから公表することができないとのことだが、そのように答えられてしまうとこちらは何も言いようがなくなってしまう。公表できるデータとできないデータは確実にあるはずなので、調査結果は可能な限り公表することを、答申で強く求めていただきたい。

○事務局より資料5～7について説明。

**【審議】**

(委員)

答申案1(4)について、「特に夏季には周辺海域の水温は高温となることが想定される」とあるが、生態系への影響を考えた場合に、バックグラウンドとの温度差が大きくなる冬季の上昇の方が重要ではないか。

(委員)

夏季の水温がどの程度かにもよるが、生物が生息可能な最大温度に近いところから7℃上昇するという懸念がある。

(委員)

どういう影響かという観点をはっきりさせた方がいい。生存可能性の他に、生殖活動への影響が想定される。本来なら夏にしか起きない生殖活動が冬に起きているという状況証拠もあり、これも非常に大きな問題である。

(委員)

ご意見としては、どちらかの季節に限定するのではなく、季節的な影響の違いを把握し、その影響が小さくなるようにしていただきたいという主旨と思わ

れる。

(委員)

本事業はJFEスチールの副生ガスや揚炭施設を使用しており、別の会社ではあるものの一体的な事業とみなせる。本事業とJFEスチール(株)で、トータルでどのような影響があるのかという観点が必要ではないか。

(委員)

答申案1(6)で、JFEスチール(株)と共用している部分については飛散防止対策を協同して実施するよう求めている。大気影響等についてもトータルで扱った方がいいという意見だが、環境影響評価の限界もある。

(委員)

ここで限界と言ってしまうと、事業者は新たな事業を始めようとするたびに新しい会社を設立して行うことになるのではないか。現在JFEスチール(株)は周辺環境にかなりの影響を及ぼしている可能性がある。その点に言及することで、企業の地域に対する説明を求めることができるのではないか。

(委員)

環境影響評価は住民とのコミュニケーションの場でもあるので、懸念されることを科学的に説明していただくことは重要と考える。一方で環境影響評価は事業に関する部分の評価するものであり、他社にまで踏み込むことは難しいのではないか。

(事務局)

粉じんに対する意見が大変多かったこともあり、JFEスチール(株)と共用している揚炭機等については、協同して対策を行うよう求めている。それ以外の全般について、他社に踏み込んでの指摘は難しいと考えている。

(委員)

同様のことは中国電力にも言える。当該事業は千葉パワー(株)の単独事業だから中国電力(株)は全社的なCO<sub>2</sub>削減の取組を説明する必要はないというの

は、許されないのではないか。その点を指摘したうえで、事業者の見解を示してもらう必要があるのではないか。

(委員)

ご指摘のジレンマについては、委員全員が共有していることと思う。アセス委員会においては、本事業だけの評価しかできない。不可分一体事業がどこまで含まれるのかとなると、JFEスチール(株)では共用部分である揚炭機等だけとなるので、その部分については委員会から指摘することはできるが、それ以外の部分については難しいと思われる。とはいえ、そもそもこの場所は、エコタウンとして整備していた場所であり、JFEスチール(株)も生ごみのバイオマス発電等をやってきている。そのような知見があるのなら、他の会社ではあるが、培ったリサイクル技術を積極的に使って頂きたいと考えて、答申案1(10)で指摘している。

(事務局)

委員のご意見の根本は、アセス制度は住民とのコミュニケーションが重要であるにもかかわらず、JFEスチール(株)や本事業者の説明が紋切口調のため、コミュニケーションが十分に達成されていない事だと思う。その点については、答申案の前文最後の部分で事業者に対し科学的な根拠を持って丁寧に説明するよう求めることとしたい。

(委員)

科学的根拠を持って説明するという点だが、事業者に対し取放水温度差の根拠について説明を求めると、必ず「平成22年度国内外における発電所等からの温排水による環境影響に係る調査業務報告書」しか書いてこない。これがバイブルのようになっていることが不思議であり、実際に中身を確認すると表現として不正確な部分も確認される。これに書いているから正しいとするのではなく、きちんと最新の知見をベースにして科学的に検討をしていただきたい。

(委員)

アセスの範囲をどのようにするのかという点だが、CO<sub>2</sub>に関する話は非常に難しい。答申案前文で、本事業は単独事業であると述べており、これまでの

アセス委員会でも、本事業と中国電力(株)は別会社である以上、本事業は単独事業として取り扱うとの話が事業者から出されている。一方で、中国電力(株)でCO<sub>2</sub>を削減することにより、本事業のCO<sub>2</sub>排出をカバーするという説明もできないことになる。本事業のCO<sub>2</sub>排出量は純増である以上、可能な限り排出量を少なくするような手立てをしてもらうことになる。

省エネ法のベンチマーク指標については、本事業が単独事業である以上、A指標もB指標も考え方は同じになる。A指標はクリアできるだろうが、B指標の発電効率基準44.3%をクリアすることはできないと思われ、バイオマス燃料を入れる等の何らかの対応をせざるを得ない。その計画はきちんと示していただくというのが、委員会で求めることのできる限界ではないか。

(委員)

本アセスは石炭火力事業が対象となっており、他事業者の事業に踏み込むことができないのは理解できるが、逆に、発生した降下ばいじん、粉じん等は、成分を詳細に分析すればもしかしたらどこから出てきたかが分かるかもしれないが、現実的にはどの事業から出てきたものだと特定することは難しいはずである。答申案の大気質に関する指摘の「検討を行うこと」となっている部分等については、もう少し踏み込んで「調査し、結果を公表すること」とすれば、結果的に一事業だけではなく、他事業者の事業も含めて包括的に指摘をすることができるのではないか。例えば答申案2(2)⑧について、「調査し、結果を公表すること」とすることはできないか。

(委員)

今のご指摘は降下ばいじんの調査についてのものでよろしいか。

(委員)

特に降下ばいじんに限定しているわけではなく、全般として調査、公表を指示する表現にして、データを可能な限り公開するように求める方が良いのではないかという意見である。

(委員)

答申案2(2)⑧を修正すればよろしいか。

(委員)

降下ばいじんについては答申案 2 (1) ③で、周辺環境を適切に把握することを求めているが、これについても修正を検討願いたい。

(委員)

答申案前文の最後の 3 行は重要な点だと思う。この後に、近隣事業者との重畳効果に対する配慮を求める指摘を付け加えることはできないか。答申案 2 (4) で他の火力発電所との重畳効果に対して指摘しているが、JFE スチール(株)との重畳についても指摘した方が良いと思う。

(委員)

環境影響評価において重畳影響という視点は重要と思うが、既存の施設等からの影響はバックグラウンドに含まれ、それに対し今回の事業がどの程度影響があるのかを評価することになる。隣地の施設との重畳効果を求めるというのは難しいのではないか。

(委員)

既存の施設がバックグラウンドに含まれるのであれば、きちんとバックグラウンドに含めるよう求めるような指摘をするとよいのではないか。

(事務局)

降下ばいじんについては、答申案 2 (1) ③で、現状を把握しそれをバックグラウンドとすることを求めている。

(委員)

降下ばいじんについては、調査項目とされていないという理解でよろしいか。

(事務局)

環境影響評価の調査項目については、方法書 288 ページに表が示されているが、これは国で定められている評価項目である。ばいじんについては同表の「粉じん等」及び「石炭粉じん」に該当するが、本事業は石炭を燃料していること

から、石炭粉じんの中で見ていくことになる。また燃焼後に発生する石炭灰についても同様と判断し、石炭粉じん及び石炭灰については、調査予測及び評価を実施する事を求めている。

降下ばいじんについて、調査を実施する事を求める記載とした方が良いとの委員のご意見を踏まえ、2(1)③を「適切に把握すること」から「調査し分析すること」と修正させていただきたい。

なお、調査結果については準備書に記載され、公表されることから、答申で敢えて公表を求める必要はないと考えている。

(委員)

そのように書いていただければよいと思う。

(事務局)

先ほど答申案1(4)について、「特に夏季に」という記載を外した方が良いのご意見をいただいたが、修正案として「季節別の影響を配慮したうえで、取放水温度差による海生生物への影響を小さくすること」ではいかがか。

(委員)

答申案2(4)②で季節別の海水温を踏まえることを求めているので、こちらと整合性が取れているのであればよい。

(委員)

先ほど菊地委員から、「科学的根拠を持って説明する」という点についてご指摘をいただいたが、これはどこに追加すればよろしいか。

(委員)

追加を求める意見ではなく、決まった資料を示すだけで終わらせてしまうのでは意味がないという指摘である。

(委員)

「科学的な根拠」という表現は我々の首を絞めてしまうのではないか。これまで既存の論文で押し切られることもあった。地球温暖化では予防原則という



ものがあるが、アセスメントにおいても予防原則を指摘した方が良いのではないか。

答申案前文の「地域住民に対し科学的な根拠を持って」という部分は、「観測事実を尊重し、予防原則に基づき」という表現にしたらどうか。

(委員)

事務局はどのような意図で「地域住民に対し科学的な根拠を持って」という表現を入れたのか。

(事務局)

事務局が一番問題視していることは、石炭粉じんを調査項目としていないことである。事業者からは、密閉式のため飛散はないとの説明があるが、具体的な構造等が示されていない。これについて、類似事例を示す等の方法により根拠を持って説明していただきたいという意図でこの表現を入れている。

(委員)

「科学的な根拠を持って」とすると、論文を示せという意味にとられる。そうでないのならもう少し具体的に「適切に調査データを行いその結果を示すこと」等の表現にした方が良いのではないか。

(委員)

事務局の意図としては「客観的な」という意味と思う。

(委員)

この一文は大変重要と思う。そもそもこの一文をなぜ入れたかと言えば、事業者と住民のコミュニケーション不足が根底にある。その点について指摘するのであれば一歩踏み込んで「説明を行い、コミュニケーションを図るよう事業者を指導されたい」としたらいかがか。

(事務局)

「地域住民に対し調査データを示す等、客観的に丁寧に説明を行い、コミュニケーションを図るよう、事業者を指導されたい」ではいかがか。

(委員)

意図としてはそのようなことである。文案については改めてご検討いただきたい。

(委員)

住民とのコミュニケーションがうまくいかない場合は事業計画の見直しを検討することを指摘に含めることはできないか。配慮書に対する経済産業大臣意見では、ベンチマーク指標を達成できないと判断した場合には事業計画を見直すよう求めている。

(事務局)

ベンチマーク指標については省エネ法で定められた守るべき指標であり、経済産業大臣の意見は法の指標を達成できない場合は事業計画を見直すことを求めているものである。

(委員)

経済産業大臣の意見については、法の指標が許認可等に関連してくることから達成できない場合には見直しを求めているものと思われる。本委員会で事業の見直しを求めることは難しい。

(委員)

答申案2(2)⑦で「千葉市蘇我スポーツ公園に隣接し、近隣には住宅地が広がっている」という記載があるが、この一文だけを読むと周辺施設が蘇我スポーツ公園のみと読めてしまう。答申案前文で蘇我スポーツ公園以外にも学校教育施設や社会福祉施設等もあると記載されているので、記載を修正した方が良いのではないか。

また、蘇我スポーツ公園等が隣接しているということで、住民としては健康への懸念があると思われるが、答申案前文に健康への懸念について追加することはできないか。

(事務局)

健康影響に対する指摘を直接入れるのは難しいと考えている。環境基準等を守ることにより健康影響が防がれるという観点で整理している。

(委員)

論点整理の大気質に関連する事項で、「バイオマス燃料を混焼する場合は、成分、混焼方法及び使用頻度等を明らかにした上で、排出ガスによる大気質への影響について予測及び評価すること」とあるが、バイオマス燃料は安い外材ではなく、カーボンニュートラルな燃料を使っていたらいいと考えていることから、温室効果ガスの削減効果についても併せて評価していただきたい。

(事務局)

ご指摘の件については、答申案1(10)で、バイオマス燃料の使用による石油燃料使用量削減の見通しについて明らかにすることを求めている。

(委員)

承知した。

(委員)

答申案前文に、「住民等から意見が寄せられている」とあるが、具体的にどのような意見が寄せられているのかがわからない。例えば「健康被害を懸念する意見が寄せられている」等ではどうか。

(事務局)

この部分については千葉市の市長意見を引用している。

(委員)

答申案は本委員会からの意見として出すものなので、千葉市ではなく我々で判断すべきと考える。

(委員)

様々な意見がある中、特定の意見を抽出して記載するのは恣意的であろうが、そうでなく一般的な意見を記載するのならば問題ないのではないか。

(委員)

「降下ばいじんは千葉市の他の地域と比較して高い状況にあり、そのことに対し住民等から意見が寄せられている」ではどうか。

(委員)

この部分については、客観的な事実を記載している部分と思われる。「住民等から健康を不安視する意見も寄せられている」という主旨と思われるので、事務局は文案をご検討いただきたい。

(委員)

答申案1(11)について、「施設配置も含めて検討を行うとともに」とあるが、現時点でここまで求めることは、技術的に問題ないのか。

(事務局)

二酸化炭素回収技術については、本事業が供用される頃にはある程度実現可能になっていると思われることから、このように指摘をしている。

(委員)

本事業は温室効果ガス排出量が純増となることから、二酸化炭素回収技術も含めて可能な限り検討をしていただきたいという意図と思われる。他の委員に異論がないのであれば了解した。

以上で、本日の審議については終了とする。

以上